

発議第7号

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置について

- 1 山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）第3条の規定により、本議会に委員41人をもって構成する新型コロナウイルス感染症対策特別委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。

本委員会は、議長及び副議長を除く全議員をもって構成する。

- 2 新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延する中、我が国においても全国的かつ急速に感染が拡大し、新型コロナウイルスの感染防止に向けた「緊急事態宣言」の対象区域が全都道府県に拡大されるなど、県民生活と地域経済に甚大な影響が生じている。

本委員会は、本県における新型コロナウイルスの影響と対策を調査し、広く県民の声を踏まえた国への意見書や提言等を取りまとめるなど現在の状況を一刻も早く打破するために必要な活動を行う。

- 3 本委員会内に本委員会の運営等について協議、調整を行うため山形県議会会議規則第123条第2項の規定により、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会理事会（以下「理事会」という。）を設置する。

理事会は、各常任委員長、議会運営委員長及び副委員長、交渉会派から推薦のあった委員2人をもって構成する。

理事会に座長を置き、理事会は座長が招集する。

- 4 本委員会は、閉会中も調査できるものとし、議会において審査終了を議決するまで在置するものとする。

以上の議案を、山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和2年4月30日

山形県議会議長 金 澤 忠 一 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 加 賀 正 和